

土木森林環境委員会会議録

日時 平成24年10月1日(月) 開会時間 午前10時02分
閉会時間 午後2時52分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 河西 敏郎 渡辺 英機 丹澤 和平
早川 浩 木村富貴子 飯島 修

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 酒谷 幸彦 県土整備部理事 手塚 茂昭
県土整備部次長 桐原 篤 県土整備部技監 上田 仁
県土整備部技監 井上 和司 総括技術審査監 小野 邦弘
県土整備総務課長 石原 光広 美しい県土づくり推進室長 山口 雅典
建設業対策室長 遠藤 正記 用地課長 清水 豊
技術管理課長 内田 稔邦 道路整備課長 大久保 勝徳
高速道路推進室長 細川 淳 道路管理課長 鈴木 洋一
治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 松岡 雅臣
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 小池 厚
建築住宅課長 松永 久士 営繕課長 和田 健一

森林環境部長 安藤 輝雄 林務長 深沢 侑企彦
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭 森林環境部次長 守屋 守
森林環境部技監(林政) 佐野 克己
森林環境部技監(森林整備課長事務取扱) 長江 良明
森林環境総務課長 大堀 道也 環境創造課長 小島 徹
大気水質保全課長 山口 幸久 環境整備課長 保坂 公敏
みどり自然課長 石原 三義 林業振興課長 中山 基
県有林課長 江里口 浩二 治山林道課長 沢登 智

議題 (付託案件)

- ※第87号 山梨県下水道法施行条例制定の件
- ※第89号 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例中改正の件
- ※第90号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件
- ※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- ※第92号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- ※第93号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

※請願第23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

※請願第23-13号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第23-3号及び請願23-13号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時02分から午後0時12分まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後1時33分から午後2時52分まで森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

※第87号 山梨県下水道法施行条例制定の件

質疑

渡辺委員 最後の終末処理場の維持管理のところで、「沈砂池等に砂、汚泥等が満ちたときは、速やかに除去すること」とありますが、これは当然そういう作業をしなければならぬわけですが、最後の処理はどうするんですか。その点をちょっと教えてもらいたい。

小池下水道課長 汚泥の最後の処理でございますが、現在、4処理場におきまして汚泥の処理をしております。汚泥の処理につきましては、セメントの材料に使うもの、また肥料に使うものの二通りの形で搬出をしております。

渡辺委員 今回の説明ですと、かなり有効的に活用されているという理解でいいのですか。

小池下水道課長 県の下水道処理場におきましては、100%有効利用している状況でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第90号 山梨県営住宅設置及び管理条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

渡辺委員 都市計画課の緊急街路整備費の減額補正が2億5,700万円、総予算が14億円ですけれどね、そのうち繰越明許が2億2,050万円ほどで、予算額に対してかなりの額が執行されていないわけですが、どういう背景があったのですか。

市川都市計画課長 緊急街路整備につきましては、ここ二、三年ですけれども、完了工区がその前はかなりあったものですから、新規に立ち上げた工区がたくさんございます。新規の立ち上げのときには地元でどう動くのか、ちょっとわからないものですから、比較的予算を多くつけて、動いてもいいようにという対応をとっております。そうした中で、昨年度についても繰り越しが多かったものですから、今回2億5,000万円程度の減額をしても、事業進捗には大きな影響を及ぼさないと考えています。今、工事で使われている部分は少なく、用地補償で使われている部分が圧倒的に多い状況です。街路の場合は9割以上が用地補償費でございますので、十分調整ができています。ことしはほぼ決定ですが、国の都市局の予算が全国的にかなり厳しく、この状況は街路だけでなく、公園などにおいても同様です。

渡辺委員 大体わかったのだけれども、計画路線が10路線あって、繰越明許も2億円というのは、来年の予算ですね。だから皆さんには迷惑はかかってないという認識でいいのかな。

市川都市計画課長 今、渡辺委員からお話がありましたように、地元の用地補償や工事の執行につきましても、事業全体として大きな影響を及ぼしていないということでご理解をいただきたいと思っております。

木村委員 関連ですけれども、緊急といいながら、これだけ大きな減額になっていることがまず私はどうかと思ったのですが、田富町敷島線のほかに外10路線とありますけど、内容をお知らせください。

市川都市計画課長 緊急街路整備費が事業名でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思っております。

10路線でございますが、太田町蓬沢線、遠光寺交差点の東側で事業化を昨年度から新規で立ち上げたものがまず1つ。それから和戸町竜王線、これはことしから新規で立ち上げており、路線としては商工会議所から東側のほうへ抜ける国道52号を西から走ってきた平和通りと新平和の交差点、相生の交差点から東側の和戸町のほうへ抜ける路線が1つです。それから、塩部町開国橋線、これは電線共同溝の事業でございます。それから甲府駅前線、そして田富町敷島線、これが大下条工区、富竹工区、富竹Ⅱ区工区とございます。それから、双葉の滝坂下今井線。それから相生の相生一丁目飯喰線、これも電線共同溝でございます。それから甲州市上於曾駅前赤尾線、根津橋通り線、これは山梨市です。それから、新規でことしから立ち上げた山梨市駅南線、それから富士河

口湖町の船津小海線、これは2期工区でございますけれども、以上の路線になります。

木村委員 わかるところもあるんですが、ちょっとわからないところが多いです。今回の補正減額は余分な予算を足りない路線に回すといった、路線間における調整をするなどの精査をしてこういう数字になったのですか。

市川都市計画課長 各路線における必要額を再精査していき、合わせて2億5,000万円余の減額ではございますが、ほとんど減額をしなかった路線、ちょっと大目で三、四千万円程度の減額をした路線に対して調整を行って全体の事業進捗に影響が出ないように、この2億5,000万円の減額に合わせているということでございます。

木村委員 この後、所管のほうでまたお聞きします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第93号 平成24年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(地域主権改革一括法等にかかる対応状況について)

丹澤委員 これは地方公共団体が独自で定められる基準として、今まで政令で決めていたものを県の条例で定められるということですよ。今回の下水道法施行条例なども同じですけども、参酌基準でやっていくということになると、これは今までと全く変わらないことになるんじゃないですか。山梨県独自でやるべきものを検討した結果、先ほど道路において、車線の数を交通量の少ない場合に限り、2車線から1.5車線にすると言っていました。具体的に県土整備部の関係の中で、この分権一括法に対して条例で定めるべき基準の検討は既に入っているんですか。

石原県土整備総務課長 資料の7ページの下段をごらんいただきたいのですが、先ほどちょっと説明で触れましたけれども、12月議会提出予定の条例が6本すべて県独自のものとしてお出しする予定です。

丹澤委員 条例の改正というのはわかりますけれども、県の条例の中で具体的にどうい

うものを検討しているのか。今までは政令でこれはきちっと決められていた。私の地区の都市計画街路は3メートルもある歩道を田んぼの真ん中につくった道路ができたのだけれども、それをもっと地域に合わせた狭い道路をつくれるのか、または、どの程度まで道路の厚さを薄くできるのか、あるいは、幅員は狭くできるのかということは、この条例の中でどの程度検討がしているのでしょうか。

大久保道路整備課長 道路の基準に関して申し上げますと、従来、道路法で38条例ございまして、今回の県独自の基準は、そのうち15条例を県独自の基準で作成させていただいております。また、歩道についての御質問ですが、歩道についても縮小の規定を策定しております。資料の10ページのA3判の表の右上ですが、独自基準が書いております。そのうちの考え方の欄の4つ目に、「歩道の幅員・構造」というところがございますが、「歩行者の交通量や既設の歩道の連続性等を勘案し、やむを得ない場合は1.5mまで縮小できる」という部分でございます。従来、歩道2メートル以上ということでしたが、これを50センチ縮小するというので、例えば1.5メートルであれば大きな構造物を移転しなくても歩道が通るということです。2メートルになると、例えば大きな建物などがある場合、50センチ部分のために何千万とか何億という大きな費用を要するケースがございます。まさに都市部ではそれが起こり得ることでございますので、その辺は状況を見てということになります。1.5メートルというのは人がすれ違える幅員ですので、それも可という形で適応することで独自基準の作成をいたしました。ほかにもここに書いてある形で、法律的にできる、あるいは柔軟に対応できるように作成をしております。

丹澤委員 せっかくこうした法律が改正になり、地域の実情に合ったものをつくるようになっていくわけですから、国の基準を全面的に信頼して検討もしないということではなくて、せっかくこういう機会を与えられたんです。参酌基準なんて勝手に国が決めたことであって地方に合わないものはたくさんあるはず。だから、地方に合った条例をさまざまにわたって許される範囲内で検討していただきたい。

今、山梨県内で特区を行っているのは南アルプス市しかないんです。そこで市長に、どうして特区がこんなにたくさん出てくるのかと聞いたら、職員が仕事をしようと思えば法律はみんな邪魔だと言うんです。職員の味方をする法律なんて何もない、県民のためになる法律なんて何もない、みんな規制だと。規制するための法律は、それを取っ払わなきゃ仕事ができない。だから、そういう特区をつくり、あれも外してもらいたい、これも外してもらいたいということになってくる。ところが、山梨県は1つとして出てこない。従順であることもいいですけども、部長さんは国から来ているので、頭が痛いかもしれないけれども、山梨県のこの県民に合った条例をぜひつくっていただきたいと思えます。

(台風17号による災害復旧の対応について)

渡辺委員 災害復旧について伺いたいと思います。きのうは台風17号が来襲し、山梨県でも直撃された状況ですけれども、まず被害状況を教えていただけますか。

中嶋治水課長 きんのうの台風の概況をご説明させていただきます。台風17号につきましては本土へ接近するというので、山梨県の状況ですが、まず午前11時20分に全県下に大雨洪水注意報が出ています。その後台風の接近とともに午前10

時15分に全県に大雨洪水警報が出されました。そこで治水課では水防本部を設置し配備体制に入りました。そして山梨県に最も近づいたのがおよそ夜の9時から11時で、その間に9時15分に鳴沢村で土砂災害警戒情報が出ております。雨量的には県南部、富士東部を中心に雨が降りまして、一番多く降ったのが身延町の栃代で263ミリ。そして富士東部のほうで山中湖村で150ミリ、道志村で160ミリ、そして県南部のほうでは早川町の春木川で188ミリ、南部町で178ミリの大雨が降っております。

この雨の影響ですが、河川につきましては市川三郷町の鳴沢川で警戒水位を越え、ほかにも長沢川など6河川で消防団水防体制に入りましたが、台風の通過とともに水位も下がったということで、11時半に水防体制を解いております。道路についても通行どめ等の被害があり、現在、被害調査をしていますが、今のところ目立った被害は入っていない状況でございます。

鈴木道路管理課長 昨日の台風の道路被害ですが、台風の接近に伴い、一時雨量も増したということで、最高で15路線、18カ所が事前雨量の規制により、通行どめとなりました。それも昨夜のうちにおおむね雨量は少なくなりましたので解除をしたところでございます。現在のところ県民の森公園線、それから本栖湖畔線について倒木がございました。多分、強風で倒れたのだと思いますけれども、それによりまして通行どめとなっております。これにつきましては現在、作業中でございます。あと甲府精進湖線、これは国道358号の右左口から梯の方へ行く旧道ですが、雨量規制により今も通行どめになってはいますが、大きな被害はございませんでした。

渡辺委員 今の皆さんの取り組みの様子を伺うと、本当にありがたく、そして災害がなかったということで大変よかったと思っています。

ちょうど去年の今ごろだったか、台風12号及び15号で大変な被害が発生したわけですが、特に南都留郡においては被害が多かったということです。当時、道志川や山中湖村の平野地区、私どもが住んでいる忍野村でも大きな被害がありましたけれども、現在、復旧工事の未着手箇所、あるいは、その工事の進捗率のデータがありましたらお聞かせください。

中嶋治水課長 昨年の台風12号及び15号の状況について御報告申し上げます。昨年9月に2つの台風が来襲しまして、県と市町村を合わせて211カ所、そして工事費で約37億円の被害がありました。このうち県工事分が159カ所、30億円であります。災害ですので早急の復旧が必要となることから、平成23年度中に県箇所の全体に対する約80%の130カ所、24億円を発注しております。現在の工事状況としては、10カ所を除いてほぼ完成しております。そして、残る29カ所、6億円については、取水期までに間に合わないとの理由により、今年度の工事となっておりますけれども、これまでに22カ所、4億円を発注し、残り7カ所、2億円についてはこれから発注する状況となっております。

渡辺委員 大変な数に対応していただいている状況ですけれども、残されたところについてはぜひ速やかな復旧をよろしくお願ひしたいと思います。

去年、県の皆さん方と一緒に現場を何回も訪れて現地の調査もいたしましたけれども、そのときにここは復旧箇所になるとか、ここはならないなどと、いろいろと説明を受けたのですが、土木施設が被害を受けたときに、いわゆる災害復旧対策に国の採択にどういうところが合致するとか、あるいは、国

で負担したときにはその負担率、国や県あるいは市町村などいろいろあると思うのですが、その辺についても教えてもらえますか。

中嶋治水課長

災害復旧事業制度ということでお答えをさせていただきます。災害復旧制度は、そもそも自然災害による公共土木施設が破損した場合に、地域の早期復旧・復興のために公共土木施設の迅速かつ確実な復旧を支援する制度ということで成り立っております。本省のほうでは災害が発生した場合に地方公共団体は復旧のために緊急的に多額の支出を要するということですので、これを支援するために公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法が定められております。この中で先ほど委員のご指摘がありました補助率があるんですけども、その法律に基づく補助率が3分の2、小数点で大変恐縮ですけども、0.667という補助です。通常の国補事業は大体0.5程度とするとかなり高い配分ということになっております。これに加えて地方公共団体の財政状況にあわせて、かさ上げ制度がありまして、例えば去年大きな被害を受けました南部町では0.667であるところが0.813、そして早川町では0.667であるところが0.869となるなど、財政状況によってかさ上げ支援がされております。

そして採択要件ですけども、基本的には河川の場合は警戒水位を越えた場合、もしくは警戒水位が指定されていないときは河岸高の5割以上の水があった場合となります。そして災害以外の施設では24時間以上が80ミリ以上、時間または時間雨量が20ミリ以上という採択要件がありまして、この中でも災害に見合うとか、見合わないところが出てまいります。今、言った採択要件に満たないものは災害として提出されません。あと災害箇所が小さな場合、県工事でいくと120万円以下の工事とか、あと小規模施設で堤防高1メートル未満といった道路で言えば幅員が2メートル以下の小規模については事業採択に満たないのでありません。あと災害については早急を期すために災害後災害査定を行うんですが、その災害査定の中で国交省と財務省で査定をするんですが、その中でも復旧方法に比して経済効果が少ない、あるいは今度の災害でなく過去に災害があったものだと思われるものについては、採択要件から外されるということで、全部を申請して全部が受けられるものではございません。

渡辺委員

災害査定という大きな関門があるんですけども、やはり県や市町村の職員が同行して、一緒に行った人たちの意見なども、査定に対して有利と言うか、働く気もするんですけど、その辺は実際どうですか。

中嶋治水課長

災害査定に対する県工事や市町村工事においても随行として県職員がついてまいります。そのときは査定の提案理由や被災状況、そして復旧方法の妥当性を主張してまいります。技術的なことは検査官や査定官として国土交通省の技術の職員が担当をします。そして制度の交付金関係については財務省の立会官が行います。県の主張に基づいて双方3人でこれについてはという議論の中で決定されていくことなので、県としても主張は十分にたしております。

渡辺委員

最前線の戦いとなり大変ですが、ぜひお願いしたいと思います。災害はことしあって、来年はないということもないし、やはり長期間での動きも必要だと思うのですが、ここ10年間ぐらいの災害復旧費の推移はどうなっているかわかりますか。

中嶋治水課長

山梨県で大きな災害は、少しさかのぼりますが、昭和34年、昭和41年、昭和57年、昭和58年とあります。このとき一番大きなもので300億円、

そして少なくとも100億円の被害が出ております。

ここ10年間の災害復旧費の推移ですけれども、平成14年から平成23年においては、平成14年と平成19年に10億円程度の災害、また平成16年に20億円程度の災害があり、そのほかの年は大体1億円程度です。また平成21年に関しては全く災害のないときもありました。昨年は40億円ということで、大きな災害が久々に来襲したというところでございます。

渡辺委員

現場を一緒に回っていただいている中で一番気になったのは、ここはちょっと災害復旧箇所にならないと言われて、今後の対応に現地の人たちも非常にやきもきしたりするわけですよ。そこで災害復旧に指定されない箇所については、どのような対応を行っていますか。

中嶋治水課長

確かに委員ご指摘のとおり災害査定で落ちる箇所があります。こうした箇所につきましては、地域の安全性に対して重要だということであれば、県単独費で県単災害復旧事業費を予算計上しておりますので、財政当局と調整する中で整備を行います。また大きな災害があった場合は補正予算による対応もお願いしているところでございます。

渡辺委員

現場はどうしても二次災害の発生する可能性のあるところが多いので、丁寧な調査等もお願いしたいと思えます。

あともう一点、きのう、忍野村地域の1市2村連絡道路も交通どめになりました。そして、この前の6月の集中豪雨のときには、救急車が動けなくなった事例も発生しています。本会議で白壁議員から話がありましたけれども、忍野村の昨年あるいはことしにかけての浸水状況をどのように把握しているのか、また今後の対策についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

中嶋治水課長

委員御指摘の新名庄川につきましては、昨年の台風12号及び15号、そして、ことしの6月の台風によっても低地に水が入ったことによることと、そして新名庄川が溢水したことによって被害が発生しております。このため、新名庄川の河川管理者である県としましては、緊急的な対応として新名庄川の河川の堆積土砂の撤去を行っております。また、浸水対策の軽減を図る対策を検討するために、流域全体の調査に入ったところでございます。

一方、先ほど御指摘がありました単なる河川の氾濫だけでなく、低地浸水といった土地利用にかかる総合的なさまざまな原因があるということで、現在、忍野村では住民や河川管理者等の関係者、そして関係機関などによって実際に検討する場を近々設けると聞いております。我々も河川管理者として参加して、浸水や流出状況をお聞きするとともに、また意見交換などをして地域の取り組みにもぜひ協力して連携していきたいと考えております。

渡辺委員

大変ありがとうございました。忍野村の新名庄川の下流に東京電力の取り入れ口が2つあって堤防があるんですね。あれも大きなネックとなっている気がするので、ぜひ抜本的な解決策を考えていただきたいと思います。

(御坂トンネルの老朽化対策について)

早川委員

甲府都市圏と富士北麓地域を結ぶ連絡道路の整備について伺います。きのうのような台風や富士山噴火、また富士山世界文化遺産登録、リニア中央新幹線の開通などに対応していくために、富士北麓地域と甲府都市圏との連絡強化が今後一層必要になると思えます。現状では国道137号線の御坂トンネルを使

うルート、笛吹市八代町から若彦路を通るルート、もう一つは先ほども話の出た精進湖線からのルートの3つがあります。しかし、この3つのルートは2車線化ができてはいるんですが、さらなる信頼性の向上や時間短縮が可能になるのではないかと考えます。

そこで、防災や安全対策の面から早急にしなければならない短期的な対策、また少しでも時間短縮を図るために既存のルートに改修を加える中期的な対策、そしてリニア駅からも近くなるといった県の未来予想図を想定する長期的な対策の3段階で考えなければいけないと思います。

まず、短期的な対策ですが、台風や地震なども含めて防災や安全対策の観点から現状への対策として、私も毎日利用しているのですが、国道137号線の御坂トンネルは現在も漏水も、水漏れもあって老朽化が進んでいるように見えます。随時、工事はしているように思われるんですけども、少しずつではなくて全面的に補修が必要ではないかとか、地震のとき大丈夫なのかという地域の方々の声をよく聞きます。そこで老朽化の対策について現状はどのようなになっているのか伺います。

鈴木道路管理課長 御坂トンネルの老朽化対策についての御質問でございますが、御坂トンネルは御承知のように昭和42年に完成してから45年が経過しており、確かに老朽化が進んでいるところです。ほかのトンネルもその前後に調査をしているわけですが、御坂トンネルについては平成21年度に点検調査をいたしました。その結果、トンネルをつくっているコンクリートの背面に空洞があり、またコンクリートのひび割れ、漏水といったものが見受けられました。そこで、トンネルのコンクリートの背面の空洞につきましては、平成22年にモルタルを充填することで対策をしております。それからコンクリートのひび割れ発生につきましても、去年、ことしと同様の対策を実施しております。また漏水につきましては、漏水箇所から路面に飛び出ないように壁面に沿って、樋のようなものをつけて漏水が飛び散らないような対策を去年、ことしで実施しております。また舗装も傷んでいる箇所がございますので、これにつきましては状況を見ながら、なるべく早急にやれるところはやっていきたいと思っております。

早川委員 限られた予算ですので、優先順位をつけてやっていただきたいと思っております。そして甲府都市圏と富士北麓地域を結ぶ3つのルートは全部、山間部を通るため、トンネルや橋梁、それからコンクリートを吹きつけたのり面などが多いという認識ですが、巨大地震が発生した場合は橋や橋梁などで多くの被害が出るのが想定されます。本会議の中でも県内全般の緊急輸送道路の橋梁の耐震化についての質問がありましたが、特に御坂、若彦路、精進湖線の3つの橋梁の耐震化は十分ではないといった声を、レッカー業界や消防団の方々からよく聞くんですね。そこで甲府都市圏地域と富士北麓地域を結ぶこの3つのルートの橋梁の耐震化について具体的にお伺いします。

鈴木道路管理課長 御坂、若彦路、それから国道358号の3ルートでございますけれども、この路線は御坂ルートの国道137号、それと国道358号につきましては第1次緊急輸送道路という位置づけになっております。それから若彦路につきましては第2次緊急輸送道路に指定されております。県では橋梁の長寿命化実施計画を策定して、それに基づき橋梁の長寿命化、あるいは耐震化を図っております。その中で国道137号と国道358号につきましては第1次緊急輸送道路ですので、平成32年度までには耐震化率を100%にしていきたいと思います。また、若彦路につきましても第2次緊急輸送道路ということですので、15メートル

以上の橋梁の耐震化を平成32年度までに100%にしたいということでございます。若彦路もそれ以外の15メートル未満の橋梁につきましても、それ以降、計画的に進めていく予定でございます。

早川委員

先ほど、平成32年度までに耐震化率を100%にするということですが、8年後という先の話ではなく、少しでも早く防災の観点から進めていただきたいと思います。

次に、アクセス時間の短縮のための中期的な対策について伺います。富士山が世界文化遺産に登録され、またリニア駅ができると、リニアで富士山へということで、中京とか関西からの観光客、また外国人客の増大が予想されてメインルートになってくると思うんですね。そうした中で、リニア駅から富士山まで1時間以上かかるのであれば、集客につながらないのではないかと観光業界の方々からの声をよく耳にします。そこで、具体的には国道137号の河口湖側と若彦路の八代側にある、つづら折りは時間もかかりドライバーの負担になることから、道路として印象がよくないと思います。また冬の時期は路面凍結により、つづら折りや大きいカーブは非常に危険です。特に通勤している人や、バスやトラック業界の方々から非常に多く意見をいただきます。

そこで、中期的な対策として、国道137号の御坂ルートや、これは以前、中村委員も本会議で質問をなさっていたかと思うのですが、若彦路のつづら折りなどを解消することにより時間短縮や安全性の向上につなげる考えを県土整備部として持っているのか、お伺いいたします。

大久保道路整備課長 中期的対策ということで国道137号のカーブがきついところ、それから、若彦路のつづら折りなどの改修ということの御質問かと思っております。まず137号でございますが、先ほどの御質問では、河口湖側ということでございますが、河口湖側は大きなカーブが2つございまして、曲線半径、これは道路の方のカーブのきつさということでございますが、道路の設計速度40キロでこの道路はなっており、今、半径50メートルのカーブで道路が構成されているということで、現在の基準に合致してございます。

県土整備部としての対応ですが、手前の御坂側から登っていきますと、旧道との分岐点のところは半径30メートルということで、非常にきついカーブでございます。現在、用地の制約上、大きなカーブにするのが難しい部分があり、また車線の幅が狭くて大型車がすれ違ふことが難しいということがございます。現在カーブのところの中に林があるんですが、それもまた見通しが悪い、あるいは冬場の凍る要因ということで、今、そこの伐採の事業が済んだところで、カーブ中の道路の幅を拡幅する事業とあわせて進めております。これにより大型車の通行がスムーズになると考えております。

それともう1カ所ですが、その先、御坂トンネルの向こうから来ると出口ということになり、河口湖側からトンネルを出て右カーブになっています。勾配もトンネルの中より出たところが急になっております。そのカーブをやはり少し外側の方へ膨らませてカーブを緩やかにするというので、その2カ所で整備を進めております。

それから、若彦ルートでございますが、これは、本年2月の本会議の一般質問で中村委員から御質問がありましたが、具体的な整備計画の策定に向けて現在取り組んでおります。新鳥坂トンネル手前のつづら折りが連続する箇所について検討しておりますが、急峻な地形だということで課題もあるかと思っておりますが、できるだけスムーズに通行できるようにしたいと考えております。

早川委員

たとえ少しの時間短縮しか図れなくても安全性の向上や車の走りやすさと

いった感じ方はドライバーや観光客に対するイメージも違うと思うので、この解消の必要性は引き続き訴えていきたいと思えます。

最後に、これは将来的な長期的対策として、富士北麓地域の観光振興とか、産業振興のためにもぜひ富士北麓地域と甲府都市圏を結ぶ長大トンネルの整備を今後の計画に入れるよう検討していただきたいという地域の大きい声があるんです。実際、この可能性を私なりに勉強してみても、高低差など間違っているのかもしれませんが、4%以内でなければいけないとか、トンネル1メートル当たり約300万円以上かかるというようなことを聞いて、非常に難しいことが多いかと認識しています。ただ、現実的には今の御坂トンネルが老朽化しているという点もあり、今はつづら折りの山を登ってからのトンネルなので、時間短縮がわずかであっても現状より下に、より少しでも長くトンネルをつくるこの計画の検討をお願いしたいと考えます。実際にトンネルとなると事業費も膨大となりハードルも高いと思われまので、あくまでも長期的なビジョンへの計画の可能性を今から粘り強くお願いをしていくわけですが、最後に御所見をお伺いしたいと思います。

大久保道路整備課長 御坂トンネルの現在のトンネルの下にもう一本をつくることだと思いますが、確かに、笛吹側と河口湖側の両方において、それぞれ上り下りが少し急なカーブになっています。その下にトンネルということですが、今、委員がおっしゃったとおり非常に長大なトンネルとなります。現在の御坂トンネルは2,800メートル前後でございますが、多分3,000メートルをかなり超えていく大きい事業になるということで、膨大な事業費を含めていろいろ課題があるかと思えますので、今後とも長期的な展望に立った課題ということで、捉えさせていただきたいと考えております。

(都市計画道路田富町敷島線の整備計画について)

木村委員

先ほどに続きまして甲斐市を南北にわたり昭和町を抜けて田富町に至りまず都市計画道路田富町敷島線について伺います。

竜王駅が新しくなったことに伴い、平成22年9月に竜王立体も駅の東側の敷島から国道52号までの間が仕上がり、皆さん大変便利になって使っているところですが、そこから今度は国道20号の甲府バイパスまでを第Ⅰ工区、それから国道20号から先の第Ⅱ工区・第Ⅲ工区とあるわけですが、その区間の早期整備を願うところですが、まず現在の取り組み状況についてお伺いします。

市川都市計画課長 都市計画道路田富町敷島線の国道を挟んだ南側の富竹工区の現在の取り組み状況はという御質問かと思えますが、北側が0.6キロ、国道20号から国道52号までを富竹Ⅰ工区と言いますが、0.6キロにつきましては一昨年事業化を行っております。なお、南側の国道20号から南側のグリーントウンまでの0.8キロにつきましては、Ⅱ期工区として今年度事業化をしたところでございます。このうちⅠ工区、北側につきましては昨年度末に説明会を開催し、用地測量やこれに伴う境界立ち会い等を実施してきており、現時点では家屋調査等を実施させていただいているところであり、来年度から個別の用地交渉に着手していきたいという状況でございます。それから富竹Ⅱ期工区につきましては、今年度中に国道20号交差部で甲斐市道から自動車の出入り等を一部制限させていただくことに伴いまして、付替え道路等について説明会をこの秋にも行っていく予定で動いております。

木村委員 先ほど、付託案件のときに緊急道路の国補決定に伴い減額補正を行うとの説明がありましたけれども、この田富町敷島線についてはどれくらいの予算を減額するのか、またその理由は何かお伺いします。

市川都市計画課長 富竹工区につきましては、北側の富竹Ⅰ工区が約3,000万円の減額です。富竹Ⅱ工区につきましては約4,000万円の減額でございます。結果的に富竹Ⅰ工区は約1億円の事業費が現況で残っております。それから富竹Ⅱ工区につきましては現状で約2,000万円の事業費でございます。先ほど、御説明をさせていただきましたが、富竹Ⅰ工区につきましては一昨年から事業化をしましたので、本来であれば、今年度に用地交渉に入り用地の取得を始めるべきところであったのですが、国道20号との交差の話等で地元の方々とお話をさせていただいている時間を要してしまったものですから、富竹Ⅰ工区の実質的な用地交渉は来年度からとなってしまいました。家屋調査が終わり次第、早期に地元へ入っていきたいということで、富竹Ⅰ工区に1億円というのは事業進捗後、十分賄っていけると考えています。富竹Ⅱ工区につきましては今年度からの事業化ということで、まだ地元から市道と新しい田富町敷島線の連絡道路について、幾つか案を提示してほしいという段階でお話をいただいておりますので、現在の事業費の2,000万円で十分対応ができると考えております。

木村委員 ほかの委員さんにはあまり関係のない話かもしれませんが、済みません。今の既存の生活道路を使えば、そのままよかったんですけども、今の道路は山縣神社の西側を走っているのに対して、計画をしている道路が駅から山縣神社の左側のほうへずっと真っすぐということで、それであれば、地元としては6差路にしてほしいという要望に対して、県のほうでは4差路だということで大変遅くなってしまったということと、それから山縣神社のところを挟んで取りつけ道路をどうするのかということで、地域の皆さんから県が説明にきてほしいと山縣神社周辺の古村区の区長さんから話が来ているようですが、いつごろ説明会を行う予定になっているんですか。

市川都市計画課長 現在、国道20号の六差路と言いますか、その問題を大分地元でお話し合いをさせていただいたという話は伺っております。現在、地元の方々から要望が出ております先ほどの市道と新しい田富町敷島線のバイパスをアクセスする幾つかの案を示して地元の方へ説明してほしいということでございますので、早々に地元の方へ提示をして、説明会を開催していきたいと考えております。

木村委員 皆さん早くしてほしいということですから、いろいろ準備もあるようですけども、有効に国補決定による補正を使っていくように強く要望します。

それから、最後になりますけど、駅から国道52号までがⅠ工区、国道52号からバイパスがⅡ工区、それから、さっき言った山縣神社を抜けたところから田富から上がって行って玉幡小学校のところまでの信号機のある入り口までできているんですね。それでこちら側からもできていて、さっきおっしゃったように住宅街も入っているということで、あと残った部分の人たちが、ことし3月に、2つの地域の区長さんが中北建設事務所に行って、現状だとまだ田んぼが残っており、地権者もぜひ買ってほしいということの中で、県に早く進めてほしいと要望書を持ってきているんですね。

さっき、用地交渉が大変難しいと言っていたが、ぜひ早くしてほしいというふうに来ているわけですから、それをそのままにしておくというのはとても考

えられないわけです。早くしてほしいというときにすぐしないと、相続問題などの家庭の事情や、家が建ったりして生活環境も変わってしまうなどということもあるわけですから、この区間の整備について早期の取り組みを強く願うわけですが、それについてお伺いします。

市川都市計画課長 現在、木村委員から御指摘をされた部分を当方では仲新居工区と呼んでおりますが、先ほどお話しがありましたように、昨年度末の3月に中北建設事務所に、たしかほぼ全員の関係者だと思いましたが、連名で早期事業化要望書をいただいているところでございます。今年度、県では地形測量等を実施するなど必要な手続を前倒して進めているところでございまして、今後、早期事業化できるように努めていきたいと考えております。

木村委員 あそこが開通しますと、さっき言った玉幡小学校から竜王中学校のところを抜けて甲斐市役所、そしてバイパスを通過して竜王駅のほうに行くんですが、その道路ができることによって交通の渋滞はなくなるということも含めてのことですので、ぜひ早期の実現に向けての御努力をお願いします。

(サービス付き高齢者向け住宅について)

塩澤副委員長

では、2点お伺いしたいと思います。

最初に、サービス付き高齢者向け住宅について伺いたいと思います。サービス付き高齢者向け住宅は高齢者あるいは高齢夫婦世帯の増加などを背景に高齢者の居住安定確保に関する法律が改正され、平成23年10月からサービス付き高齢者住宅制度が始まったということで県が登録業務を行っているということです。このサービス付き高齢者向け住宅は、高齢者にふさわしいバリアフリー構造であるなどのハード面の整備にあわせてケアの専門家が入っていたりするなど、生活相談サービスと見守りのサービスが付いている住宅で、さらに、その他の介護・生活支援サービスの提供されるタイプもあるなど、高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住宅として注目されているのだと思います。

平成23年から平成29年までの中で約1,300戸という供給目標を設定しておりますが、現在の山梨県の登録状況について、まずお伺いしたいと思います。

松永建築住宅課長 サービス付き高齢者向け住宅については委員の御質問のとおり、県の高齢者居住安定確保計画におきまして、6年後の平成29年度末で約1,300戸という供給目標を設定してございます。主に中間年の平成26年度末では3年間で約700という供給目標にしてございますが、こういった中、9月末現在登録数は581戸という形になってございます。

塩澤委員

この前ちょっとお聞きしたときには、まだ始まったばかりのときで数十戸だと聞いておりました。今、言われたように581戸ということは、この制度が始まって1年もたたないうちに500戸以上急激にふえたのかなと思いますけれども、仮に登録が供給目標を上回ったときには、県は登録を規制したりするといったお考えはあるのでしょうか。

松永建築住宅課長 サービスつき高齢者向け住宅は、民間の事業者が行う事業でございまして、高齢者の居住の安定確保に関する法律などの関係法令がございまして、その第7条で登録基準に適合していれば登録をしなければならないという規定になっております。したがって、現時点では計画の目標量を超えたことを理由

に、登録を規制することは大変難しいものがあると考えております。

塩澤委員

規制はできないというお話でありますけれども、実際に建てたところに何件か聞いてみたら、現状は建てただけけれども、あまり入らないと言うんです。要するに今は供給過剰で飽和状態にあるのかなと少し感じております。これが過剰なのか、あるいはそうした需要を求めている方々に対しての情報が不足しているのかと言うと、ちょっとわからない部分がありますけれども、その辺に対してはどのように考えていますか。

松永建築住宅課長 登録されましたサービス付きの高齢者向け住宅に関する情報につきましては、県のホームページから登録住宅の名称とか、それから所在地や住宅戸数、あるいは家賃など提供されるサービスの内容等につきまして閲覧することは可能でございます。また、このホームページには事業者用としての登録申請、あるいは国の補助制度等についての情報も記載され、同時に閲覧することも可能でございます。このほか、私ども建築住宅課で登録後の閲覧もできますし、制度の問い合わせ等があればその説明も行っております。また出先の各建設事務所においては、建築住宅関係の窓口で制度を紹介するパンフレットの配布等を行うなどして登録状況あるいは制度の周知を図っている状況です。

塩澤委員

さまざまな形の中で情報を出しているということですが、実際、住宅の中をちょっと見せていただいたところ、何か寮のような感じで、あまり改造はできないというように感じています。そこで、このサービス付き高齢者住宅向けの住宅整備事業は県の事業ではなくて国の事業だと聞いていますけれども、この資料を見ますと、高齢者向けの住宅として10年以上登録するんだと、ただ、この期間中であっても3カ月以上の間、高齢者の入居者が確保できない場合は、高齢者以外の人にも賃借することができるんだということが書いてあります。このようなことになると、国の補助金をもらって、せっかくなつくたものが、必要とされている人に対する情報不足、あるいは供給過剰というようになったときには、やっぱりむだが出てしまい、事業する側に対しても相当なリスクが出てくるのかなと思いますので、しっかりとした情報を事業する側あるいは受益を受ける側に十分に情報を提供していただいて、スムーズにこの事業が進むようにしてもらいたいと思いますが、その辺はどうでしょうか。

松永建築住宅課長 制度ができてまだ約1年しかたっていない中で非常にふえている実態もございまして、委員御指摘のとおり、事業者側からすればそういった不安もございまして、あるいは入居者側からすればいろいろ選べる場所もございまして、そういった意味で、今よりもできるだけ広くいろいろな情報を出すようにして、今後も引き続き努めてまいりたいと思っています。

(下水道施設の耐震化について)

塩澤委員

それでは、もう一点伺いたいと思います。下水道の土木施設あるいは建築物について伺いたいと思います。今、地震対策ですとか、住宅においても耐震化を進めていくという話が多々あるんですけれども、下水道の土木施設、あるいは建築物の耐震化について、今、どうなっているのかお伺いします。

小池下水道課長 下水道の処理場の耐震の状況について御説明をします。処理場の土木施設につきましては、まず富士北麓流域下水道処理場でございますが、対象施設が17箇所ございます。そのうち対策済割合を示す耐震化率という形でいきますと

76.5%になります。峡東流域下水道処理場につきましては対象施設が20箇所あって、耐震化率35%ということで進んでおります。また釜無川流域下水道につきましては対象施設が20箇所あって、耐震化率は55%となっております。最後に桂川流域下水道処理場につきましては対象施設が9箇所あって、耐震化率は100%の状況となり、以上が下水道の土木施設でございます。

建築施設につきましては同様に御説明をいたしますと、富士北麓流域下水道処理場につきましては対象施設が13箇所あって、耐震化率は92.3%でございます。峡東流域下水道処理場につきましては対象施設が13箇所あって、耐震化率は69.2%、釜無川流域下水道処理場につきましては対象施設が11箇所あって、耐震化率は90.9%、桂川流域下水道処理場につきましては対象施設が5箇所あって耐震化率は100%という状況でございます。

塩澤委員 建築施設は管理棟・汚泥棟だと思いますけれども、今の話を聞きますと土木施設については特に峡東・釜無川の下水道処理場が極端に低いのかなと思います。桂川流域下水道処理場は土木施設、建設施設ともに耐震化率が100%だということなのですが、これは基準が変わってから新しく整備したということと理解をしてよろしいですか。

小池下水道課長 桂川につきましては施行期日が最近だということもあって、基準が変わったものとしてつくってございますので100%という状況でございます。

塩澤委員 古くからやっていたということで、峡東・釜無川の耐震化率は特に低いということでもありますけれども、今後、これらの施設についての耐震化はどのように考えているのかお伺いします。

小池下水道課長 施設の耐震化の予定でございますが、未処理下水の流下防止、そして人命や円滑な地震対策活動の確保により、優先度の高い施設から対策を進めてまいりたいと考えております。

塩澤委員 優先度の高い施設からということですが、予算の関係もありますので、すぐというわけにはいかないのかなとは思いますが、今、現状において地震災害等発生した場合にはどのように対応されるのかお伺いします。

小池下水道課長 大規模地震発生時ということでございますが、まず「山梨県流域下水道地震災害初動対策マニュアル」により、職員の参集、安否確認及び緊急点検、それから、応急復旧の実施まで定めたものがございます。そして、平成23年度におきまして山梨県版の下水道の業務継続計画、これをBCPと呼んでいるわけですが、先ほどの災害地震対策マニュアルも含めて、平成24年度から適用を考えております。発災時における対応をできる限り速やかに復旧できる対応という形で職員一同頑張るということでございます。

塩澤委員 速やかにするには、きっちりとした対応策を先にとっておくというのが必要ではないかなと思います。

次に土木施設のことになりますが、マンホールや敷設管の耐震化率はどのような状況なのかお伺いしたいと思います。

小池下水道課長 平成23年度末におきます各流域下水道の下水道管とマンホールの接続部の可とう化についてお答えします。まず富士北麓流域下水道につきましては管路

延長が32.5キロございます。そのうち耐震化率は37.5%でございます。峡東流域下水道につきましては管路延長が62.5キロありまして耐震化率は33.1%となっております。また釜無川流域下水道につきましては管路延長が82.8キロございまして耐震化率は31.4%となっております。最後に桂川流域下水道につきましては管路延長が42.6キロございますが、耐震化率は100%という状況でございます。

塩澤委員

桂川については先ほどと同じ理由で、そのほかの施設についても同じ理由で多分おこなっているのかなとも思いますが、施設と違って下水道管とマンホールの接続部分の可とう化とか、あるいはマンホール自体も大変危険を伴うだろうと思います。

過日、新潟のほうへ行く用事があり、小千谷市のある公民館で新潟地震のときのいろいろな説明をしていてくれたところがあったのですが、そこで女性の方が必死で訴えていたのは、車が通ったときにマンホールが非常に危なかったということ在必死に言っており、写真でマンホールが2メートルぐらい飛び出した様子を皆さんに見せておりました。

そこで特にマンホールの耐震化が必要だと思うんですが、それから先ほど、早川委員からも話があったように、緊急輸送道路のマンホールについては特に安全性を確保されなければいけないと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

小池下水道課長

緊急輸送道路下の下水道の耐震対策ということでございますが、管渠とマンホールの接続部分の可とう化及びマンホールの浮上防止対策は現在行っているわけでございますが、緊急輸送道路下の対応や地震対策につきましては優先度が高いところから、平成32年までに耐震化対策を完了したいと考えております。予算がいろいろ伴うものでございますが、平成32年度を目標に完了する予定でございます。

塩澤委員

もちろん液状化への対応も考えられると思いますけれども、液状化に対しては、県でも今年度の当初予算の際、液状化危険度マップを作成するんだという話がありましたけれども、そういったマップを使って液状化の調査というものをされるわけでしょうか。

小池下水道課長

液状化の調査でございますが、先ほどのマップも参考にしながら、また、直接、マンホールを設置するときに地質調査等をやっております。そして現在、調査の診断を進めているところでございまして、本年度が終了しますと耐震診断の結果も出てまいりますので、対策を必要とする箇所につきまして、今後、順次対応していきたいと考えております。

塩澤委員

本会議の中でも緊急輸送道路の安全確保をしっかりとやっていくんだという話もありますので、緊急輸送道路とマンホールがある場所はそうたくさんあるわけじゃないと思うんです。だから第1次緊急輸送道路とか、第2次緊急輸送道路などの話もありましたけれども、大きなところから順次計画をしていたきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

小池下水道課長

先ほどもお話をさせていただきましたが、緊急輸送道路下の下水道管につきましては非常に優先度の高いものと考えておりますので、平成32年という目標を持ちまして整備の方を進めていきたいと考えております。

(自転車道路の整備について)

飯島委員

先ほど石原総務課長から地域主権改革一括法案の説明がありまして、まさに国の基準はそのとおりとするものの、本県の地域の実情に合わせた県独自というのはとてもいいことだと思います。まさに「暮らしやすさ日本一」ということに近づくものであると思ったところです。道路のことで言いますと、歩道・自転車道の勾配を2%から1%以下にするとか、歩行者や自転車の円滑な移動を考慮するとか、景観との調和に配慮するなどすれば、より良くなるだろうと思います。

そういうことをベースにまず御質問させていただきますが、自転車道路についてですが、CO₂の排出規制やハイブリッドなど、今、環境にやさしい取り組みがされて久しいのですが、私は甲府に住んでいて、具体的に申し上げると甲府工業高校の南側、あるいは平和通りに自転車道が何年か前にできたと思います。私は、昔、サラリーマン時代に東京の国立市に住んでいたのですが、国立市はいち早くそういった自転車道を整備されて住民にも喜ばれていたんです。今言った甲府工業高校の南側と平和通りにできた経緯として、たしかモデル事業でやられたと認識しているんですが、これはどういう基準でやられたのか、国土交通省・警察ももちろんかかわったと思うんですが、改めてお伺いしたいと思います。

鈴木道路管理課長 自転車道について平和通り、それから甲府工業高校の南側にございますけれども、委員が今おっしゃられましたように国土交通省と警察庁で平成19年度になりますが、自転車通行環境に関するモデル地区事業として全国で98カ所を選定しております。本県におきましても、今、お話のございました丸の内周辺地区と言っておりますけれども、これ直轄でございます。平和通り、それから国道52号で自転車道を整備しました。もう一つが朝日周辺地区と言っておりますけれども、朝日荒川線で市道となりますが甲府工業の南側の通りです。それから北口の甲府山梨線がモデルに選定をされまして、そこで整備をしてきている状況でございます。

飯島委員

それから、今も説明していただいた地区は歩道を分割して明らかにわかるように物理的にもなっているんですけど、それとはちょっと状況が違う歩道の端の方に白線を引いて自転車レーンというふうになっている、例えば小瀬のけやき通りの辺の形状もあるんですが、それは、さっき説明のあった道路とは別の扱いであっても、自転車道としての認識は同じだという解釈でいいのでしょうか。

鈴木道路管理課長 先ほどモデル地域ということでお話しをさせていただきましたけれども、自転車で安全に歩行者と分離する、あるいは車から安全に走行できるということでござしまして、今おっしゃられましたように自転車の安全の通行ということに関しましては、歩道の中に自転車が通れる区画をつくる、これを自転車道と言っておりますが、それと歩道と車道との間に余地があるところにつきましては、車が通るところに白線が引いてございます。それと歩道との間がある程度余地のあるところには、そこに自転車が通るということで例えば色を塗った舗装にして、わかるようにするというので、それは自転車レーンという言い方をしており2種類がございます。今おっしゃられましたように平和通りとか、甲府工業の場合は前者の自転車道路だということになります。

飯島委員 違いがよくわかりました、ありがとうございます。モデル事業ということですが、設置してから経過していますので、これからその効果に対して検証をなさるのかなと思います。その辺はどんな計画で、どのような結論が出たら何をするのかという、今後の展開がありましたら教えていただきたいと思います。

鈴木道路管理課長 整備の効果でございますけれども、整備をしてまだ時間が余り経過していないということもございまして、例えば事故がどれくらい減ったかといった整備効果はまだこれからのことになると思います。一昨年、昨年間に国土交通省の甲府河川国道事務所になると思いますけれども、4回ほど利用者に対して利用率であるとか、利用している方の御意見を聞いたりする調査を行っております。その調査の中で、まず利用率につきましては、平和通りに約9割がその自転車道を自転車で通行しており、歩行者の方も同じように9割ぐらいが歩道を利用している状況でございます。あと、意識につきましては、ルールができたことで、それを意識して通行をしていると、通行の快適性が向上したという結果が出ております。

飯島委員 先に伺えばよかったんですけど、甲府工業の南側と平和通りというのはモデル事業として完成したものでしょうか、それとも、この先ちょっと延長の予定があるとか、済みません、そこをお願いします。

鈴木道路管理課長 例えば、丸の内周辺につきましては甲府の駅前から平和通りがありまして相生の歩道橋の交差点、それから国道52号を西のほうへ行きアルプス通りの交差点付近、その辺が全体の計画に入っております。今、完成しているのは、平和通りのうち、市役所の南側から相生歩道橋までということで、延長にすると470メートルぐらいできております。甲府駅前から市役所のところまでにつきましては、甲府駅の南口の修景計画がございまして、それにあわせてどのように整理をしていくかという検討も必要かと思っております。国道52号の西側に行くところにつきましては、荒川橋を過ぎますと今バイパスの改良工事をしております。それらにあわせましてどのように整理していくのか、国土交通省のお考えもあると思いますので、それで整備していくことになるかと思っております。

それから、朝日周辺地区につきましては、甲府工業高校のところから甲府駅の北口の武田通りにぶつかるころまでが計画されておまして、現在できているのがアルプス通りの甲府工業高校の西側の交差点から横沢通りへ下る交差点のところまでが自転車道路として整備されております。そこから東側の甲府駅までにつきましては未整備でございますが、これにつきましても整備手法については現況の歩道確認とか、車道の状況などを勘案してどのような整備をしていくのか、今後の課題であります。そして、甲府駅北口のところから甲府の武田通りまでの間ですが、区画整理事業をやりましたので、そこにつきましては、約250メートルですけれども自転車道路として整備をしており、ことしの8月から供用開始をしている状況でございます。

飯島委員 丁寧にありがとうございます。11月11日には県立図書館もオープンしますし、それを利用する生徒や学生が自転車であることは大いに考えられますので、こういった整備がされるのをとても歓迎します。

最後に、この自転車道路についてですが、県土整備部はこのような立派な概要をつくっていて、もちろん道路に関する、あとは自動車の交通量や保有

台数なども記載されているのですが、ただ自転車の部分がないんです。それもあると個人的はいいと思っているんですが、それについてはどのようにお考えでしょうか。

鈴木道路管理課長 自動車につきましては、これはやはり道路だといった関係もございまして、今までずっと記載してきたわけでございますけれども、自転車につきましては最近クローズアップされてきているということもあります。これまではそういう調査を我々ができる範疇、それから警察のほうでも自動車はナンバープレートを登録しますからわかるのですが、自転車は防犯登録というステッカーだけで、なかなか把握し切れない部分もあるのかなと思います。今後は警察とも協力しながら、できればそういうものも精査していきたいと思います。

飯島委員 ありがとうございます。おっしゃるとおり台数もふえていますし、最近では電動自転車などといった、とても便利なものもあります。それから北口レンタサイクルもできたことだし、観光客などの自転車の需要の増加も想定され、管理という面でも大変難しくなると思いますけど、ぜひ考えていただきたいと思えます。

時間も押してきましたが、もう一点、電線類の地中化についてお伺いしたいと思います。本会議で私どもフォーラム未来の久保田議員からの質問の中で、知事もさらに力を入れて進めるという御答弁をいただいたところですが、観光的な景観からの観点、あるいは被災時の避難等を考えた場合、余計なものがないというのはもちろんあるんですけれども、平成24年度の当初予算でいくと19億6,100万円の電線の地中化に対する予算が盛られています。景観、それから被災時の避難等を考えた場合のさまざまな根拠があると思います。何かプライオリティーと言うか、その基準みたいなものがあるんですか。

鈴木道路管理課長 電線類の地中化につきましては、さまざまな効果を持っております。久保田議員の質問の際にも御答弁をさせていただきましたが、まず防災の観点から電柱が倒れたときに道路が閉鎖にならないようにということです。それから景観につきましても、やはり電柱があると景観を妨げる。それから歩道が歩きやすくなるという効果がございまして、それぞれ同じ道路でもそういったものを複合して効果を持っているということでございます。今は特に都市部を中心に防災とか、都市計画などをやっております。それから最近では、富士山の世界遺産登録の関係もございまして、富士北麓地域においては、やはり景観に配慮した計画をしている状況でございます。

飯島委員 さまざまな背景、一長一短があることから簡単にはできないということは、よくわかります。それから、ほかの道路と違って既存の道路の地中化というふうに考えると、収用や用地買収などは、ほかの道路と比べると少ないと思うんですね。そうしたことから、計画にのっとってできるんじゃないかというように私は単純に考えているのですが、先ほど、いろいろと減額補正などがあって、もちろんむだ遣いはよくないんですけど、しっかり使ってもらいたいという意見がある中で、この平成24年度の19億6,000万円はしっかり計画どおり使っていただけるという認識でいいでしょうか。

鈴木道路管理課長 先ほど補正予算の説明で減額ということで御説明をさせていただきましたけれども、やはり防災ということで、橋梁の長寿命化につきましてはこの中でもいろいろやりくりをして、早く事業化したいと考えており、電線共同溝につ

きましても、なるべく事業量を減らさないように、おおむね当初予算に近い額は確保しているところでございます。

主な質疑等 森林環境部関係

※第89号 山梨県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第91号 平成24年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第2条繰越明許費中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑

渡辺委員 森の2ページ環境創造課のやまなしグリーンニューディール計画推進事業費についてですが、たしかこの補助金は平成21年から始まったと承知していますが、4年経過して各年度の交付件数はどのように推移しているのか教えてください。

小島環境創造課長 年度ごとの交付実績でございますけれども、初年度の平成21年度につきましては357件、平成22年度は624件、平成23年度は1,140件となっております。本年度につきましては、9月中旬までに924件の申請を受け付けております。

渡辺委員 昨年度は急激に伸びていますが、多分、東日本大震災の影響とか危機感などもあったと思うのですが、県ではこの急激に伸びている原因についてはどのように捉えておりますか。

小島環境創造課長 今、委員からお話ございましたように、やはり東日本大震災の影響が大変大きいと思っております。そもそも本県は日照時間が全国トップクラスということもございまして、住宅用太陽光発電への関心はそれまでも高かったと思っておりますが、やはり震災以降、節電意識の高まりにあわせまして安全で安心な電力を自前で確保したいという意識も高まったことで太陽光発電の設置に向い、それが補助件数の伸びにつながっていると思っております。これに加えまして、この7月からは再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度がスタートいたしました。直接住宅用とは関係のない部分でもございまして、それにより太陽光発電について毎日のように報道されたこともありまして県民の関心が一層高まり、さらに今月からの電力料金の値上げへの対応もあるのではないかと思っております。そうしたことが重なり合わさりまして、設備の設置の動きが広がっていると思っております。

渡辺委員 12月までが申請期間という話ですが、このまま申請がふえていった場合は、どのぐらいの時期でなくなるのか見込んでいますか。また、その時点から補正

となっていくわけでしょう。

小島環境創造課長 9月中旬までの申請件数ということで申し上げますのは924件で、昨年と同じ時期に比べますと約1.2倍の伸びを示しております。本年度これまで月々平均で170件ほどの申請をいただいておりますので、当初予算で見込んでいた件数というのが1,138件ということでございますので、おおよそ10月半ばくらいには当初の予算の予定していた件数に達するのではないかなという位置づけをしております。

渡辺委員 申し込みが多いということで、この太陽光発電が各家庭に設置されるのは非常にいいことだと思っておりますが、例えば、富士東部地域はあまり太陽光発電が普及している印象はなく、バランスよく設置していくということも大事ではないかと思うんですが、県内の各地域の設置状況はいかがですか。

小島環境創造課長 平成21年度から平成23年度までの交付件数は、先ほど御説明したように2,121件となっておりますけれども、中北地域につきましてはトータルで1,136件でございました。全体の割合からいくと58%で一番多かったということでございます。峡東地域が450件ということで21%、それから富士東部地域が328件で15%、峡南地域が107件で5%という状況になっております。

渡辺委員 さすがに中北地域が多いなという感じはするんですけども、富士東部地域は人口からいって約20万ちょっとで県内の2割ぐらいはあるんですかね。今、328件で全体の15%との御説明がありましたが、ちょっと少ないと思うんですけども何か原因は考えられますか。

小島環境創造課長 補助件数というものは、おそらく太陽光発電の設置件数に比例をしているのだらうと思っておりますが、その設置件数を左右するものは一体何かと言うことになりますと、例えば住宅の立地条件や、住宅の構造といったものがございますし、それから、そこにお住まいの世帯構成や収入、あるいはライフスタイルといったものがございます。また太陽光発電を設置した場合と設置していない場合の電気料金に対してどのくらいの差が出るかといったことなど、さまざまな要素があると考えておりますが、はっきりとした原因というのはなかなかわかりにくいわけでございます。ただ1つ挙げるとするならば、やはり地域間において日照時間の長さに若干差があるのかというように思っております。年間の日照時間を見てみると、甲府が2,183時間、勝沼が2,163時間であるのに対して、河口湖が1,955時間、大月が1,862時間となっております。こうした比較をすると富士東部地域は若干短い感じがいたしております。どうしても日照時間の違いにより発電量が変わってくるということがありまして、そういったことも原因の1つになっているのではないかと推測をしております。

渡辺委員 日照時間が原因ではないかと言うお話でしたけれども、この間、この土木森林環境委員会の県外調査で佐賀県を視察したのですが、たしか佐賀県は全国の日照時間では20位ぐらいであるけれども、太陽光発電の普及率は全国一だという状況だそうです。ですから、自然条件の違いがあつたとしても、できる限り普及啓発に努めていただいて、地域でバランスよく設置してもらえようような努力をしてほしいと思うんですけども、この点についてはどうですか。

小島環境創造課長 先ほど、河口湖や大月を例に出して、富士東部地域の日照時間は甲府などと比べると短めであると申しあげましたけれども、全国的に見ますと、例えば東京などは1,881時間、横浜市は1,964時間と、いずれも2,000時間に達しておらず、大月あるいは河口湖に比べてもそれほど変わらないということで、富士東部地域が日照時間で特に短いということはないと思っております。例えば日の出が極端に遅い、あるいは日の入りが大変早いといった山間地などを除きますと、基本的には本県におきましては県内全域が太陽光発電に適しているのではないかと考えております。したがって、県内各地域の方々に、この補助制度を積極的にご活用いただくことにより、委員から御指摘がございましたように、太陽光発電が県内でバランスよく一層普及していくように、私どもも市町村と連携をとりながら最大限努力していきたいと思っております。

渡辺委員 最後に伺いますけれども、この太陽光発電を設置できる家庭は持ち家があって、それなりの構えがあってということになってくると、ある程度限定されることとなりますよね。そういうことも考えていけば非常に難しい展開もあるわけですね。

知事が今回の定例会でもエネルギーの地産地消ということで、2050年ころまでには県内で全部賄える体制をつくっていくんだという大きな目標があるということであれば、それはやっぱり1つ1つ全力で取り組んでいかなければ目標は達成できない。2050年というロングスパンの考え方ではなくて、こうした1つ1つをきちんと積み重ねていき、数字を上げていかなければ目標達成はできないと思います。それには、やっぱりしっかりととした取り組みが必要だと思っておりますけれども、その辺の最後の決意を部長に聞きたいと思うんですけどもいいですか。

安藤森林環境部長 まさに、今、委員がおっしゃられたとおり、2050年というのは今にしてみればまだ遠い将来のような気もしますが、着実な取り組みを地道に実施していくことによって目標は達成されるものだと思います。先ほど課長からも申しあげましたけれども、この7月からの再生可能エネルギー固定価格買い取り制度によって多くの県民の理解とか、あるいは関心が、今、高まっていますので、この機を捉えてさまざまな方策によりまして普及啓発に努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 平成24年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願23-3号 国に原子力政策の転換を求めることについての請願事項の2及び3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※請願 23-13 号 原発から撤退し、自然エネルギーへの転換を求める意見書の提出を求めることについての請願事項の3

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(木質バイオマスエネルギーについて)

早川委員

木質バイオマスエネルギーについてお伺いします。

エネルギーの地産地消の推進の事業性の観点から、先日、本会議でも質問させていただきましたが、これを進めていくためには、まず木質バイオマスの資源となる、木材の安定供給が重要だと思います。平成23年3月に策定された、やまなしグリーンニューディール計画の推進指針の中には2020年の導入見込量は記載されていますが、8年先ということではなくて、現時点で県内の木質バイオマスの導入見込量はどのくらいのあるのかお伺いします。

中山林業振興課長 木質バイオマス導入の見込みということですが、平成23年度現時点での導入見込量は、木材生産を目的とした伐採をするときに山の中で発生して放置された木材と、人工林の保育を目的とした間伐を行う際に採算面から搬出されずそのまま放置された材を対象として、今、委員がおっしゃいました、やまなしグリーンニューディール計画の推進指針で用いた搬出にかかわる条件を当てはめて推計をいたしますと約17万2,000立方メートル程度となり、トン数で表しますと約8万6,000トン程度というように考えられます。

早川委員

推計という形ではなくて、森林のことですから100%完全に把握することはできないとは思いますが、本県の導入見込量を把握することは、本県の木質バイオマスの利活用の推進に向けて安定供給体制を図っていく上で必要だと思うんです。そうした意味で、より精度の高い導入見込量を現段階で調査する研究を行う必要があると思うんですけれど、その点について現時点で行うつもりがあるのかどうかお伺いします。

中山林業振興課長 木質バイオマスの算定ということですが、これにつきましては森林資源のデータなどの分析を行いながら、森林総合研究所の研究者と連携を図って、調査及び研究などの方法についての検討をしていきたいと考えております。

早川委員 　ぜひ、森林総合研究所をフル活用するなどして調べていただきたい。また供給体制を整える一方で、利用する側の利活用についてお伺いしたいのですが、今、木質バイオマスの利活用についての研究は、県でも森林総合研究所で行っているとのことですが、これは1例ですが、私の地元の恩賜林組合では、7年前からNEDOのサポートを受けて地域新エネルギービジョンをまとめるなど、木質バイオマスエネルギーの利活用に意欲を見せています。このように県内の意欲ある団体や企業はその先のステップとして技術や情報を得ようと必死になっているんです。そこで県においてもより積極的、また主体性を持ってサポートしてほしいと考えますが、いかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 　森林総合研究所では木質バイオマスの研究を行っているわけですが、その中で、木質バイオマス燃料の燃焼によるエネルギーをより効率的に得るための条件などについても研究を行っております。今、委員おっしゃるように利活用に意欲のある団体に対しても、各林務環境事務所に配置している林業普及指導員などと連携をしまして、より積極的なサポートをさせていただきたいと考えております。

早川委員 　本会議の中でも申し上げて、また繰り返しとなるんですが、県は、全県土面積の3分の1を占める、また県の森林面積の半分近くとなる県有林を所有している大きな所有者なんです。みずからの森林を使って利活用のための調査研究をする取り組みこそが、エネルギーの地産地消につながっていくのではないかと思います。新たに設置しようとするエネルギー局がどのような内容になるかわからないんですけれども、クリーンエネルギー先進県として、また全国一の県有林率を誇る本県として、森林総合研究所を基本にしても結構ですので、森林全般の研究を行う施設として、木質バイオマスエネルギーセンターなどのような施設の設置を県単独でなくても、国や市町村あるいは地域の団体などと連携して目指していくことも必要ではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

中山林業振興課長 　今、おっしゃられました施設の設置につきましては、さまざまな課題がありますが、当面は森林総合研究所を中心に県土の3分の1を占める県有林を活用した幅広い研究をしていきたいと考えております。

　なお、木質バイオマスはほかのバイオマスと比べて運搬などにコストが非常にかかるために、県有林未利用資源活用事業により課題となっている間伐材の搬出経費の作業工程の調査などを行っているところでございます。今後これらの研究や調査の成果を普及することによりまして、より一層の木質バイオマスが、本県の中で一層活用されていくように努めてまいりたいと考えております。

早川委員 　県のより主体性のある取り組みを期待します。木質バイオマスの利活用についてなぜ重要視するかと言うと、燃料生産や原料となる木材の搬出に関して、新たな雇用を生む特性を持っていることから、ぜひ、県としても計画されている幾つかのエネルギーの中でも、最も重要な政策として取り組んでいただきたいと思えます。

(地下水の保全について)

木村委員 　私、前々から地下水の保全につきまして大変深く知りたいと思っているところでありまして、本議会においても当会派の高木議員からこの質問が出たわけ

ですけれども、もう少し詳しくお伺いしたいと思います。

本県は皆さん御存じのように「山紫水明の山梨」ということで、水資源、とりわけ地下水は私たち県民の宝であると思うわけであります。こうした地下水がどれくらいあって、どのように利用されているのか、まずそこからお伺いしていきたいと思ひます。

大堀森林環境総務課長 本県の地下水の利用状況についての御質問ですが、まず生活用水、それから工業用水や農業用水と幅広く使われているわけですが、上水道などの生活用水では平成22年度に9,700万立方メートル、これが生活用水全体の約5割を占める依存率でございます。それから工業用水につきましては、暦年の統計でございますけれども、平成22年度に3,300万立方メートル、工業用水全体の約8割を地下水で利用されている状況でございます。

木村委員 確かに安全安心な飲み水はもちろん、それに工業や農業に大変大きな割合を占めているということは、まさに私たちの宝であると再確認できるわけですが、高木議員の本県の水資源の状況における質問に対して、地下水の賦存量が減少傾向にあるという趣旨の答弁を知事がされたわけですが。私はこの賦存量という言葉は初めて聞いたわけですがけれども、そのことについて説明をしていただきたいと思ひます。

大堀森林環境総務課長 賦存量につきましては、辞書を引きますと理論上算出できる潜在的な資源量と言われておりまして、平たく申し上げますと、本県の地下に存在し得る地下水の量というように考えております。地下水は水循環の一部でして、地面や川、そして海などから蒸発した水蒸気がまた雨や雪となって降ってきて、それが川を通して海へ戻っていく、あるいは地下に浸透するといった水循環の中の一部も地下水という状態であると捉えております。地下水の賦存量の計算につきましては、降水量から蒸発量、河川への流出量を差し引くことによって計算をしているということでございます。

木村委員 何か中学校の理科の試験を思い出しますけれども、どうも数字だけ聞いても何となくわかるんですが、もしできましたら委員長のほうから資料の提出をしていただけるように執行部をお願いをしていただきたいと思います。

堀内委員長 執行部に申し上げます。ただいま木村委員から要求のありました資料は配付できますか。

大堀森林環境総務課長 はい、可能です。

堀内委員長 それでは、事務局から配付してください。

(事務局から資料を配付)

木村委員 これを見ますと、今、説明していただいたことが一目瞭然でわかります。雨が降って、そして、その中から蒸発をしていくものがあるということですね。表面の流出量もあるけれども、最終的に地下水として涵養量が4,545、単位が100万立方メートルと読みづらいんですけど、これだけ残るということがわかります。カラーコピーでいただいてありがとうございます。

こういうことの中で、知事の答弁が今回の水資源実態調査の結果において、

この涵養量が減少傾向にあると答弁されたんですが、具体的にどういうことかお尋ねをいたします。

大堀森林環境総務課長 今、お配りした資料で一番下のほうに地下水の涵養量45億4,500万立米とあり、これが2011年の地下に涵養されている数量となるわけでございます。知事が答弁をさせていただきました地下水の減少傾向につきましては、年々降水量が変わるわけですし、それにより地下の涵養量も変わってくるということで、この35年ほどの気象データが集められる中で計算しますと、大体6%近く減少していることを指して御答弁をさせていただいたということでございます。

木村委員 ありがとうございます。確かにうちの近所を見ましても、最近、田んぼが少なくなり宅地がふえていますから、そういう面でも地下水が減っているんじゃないかということはわかります。こうした数字などからもわかるんですけども、ちょうど30年ころまではうちの地域にも井戸があったんですね。今は1区、2区と言っていますけれども、昔は地域の中には西村とか東村があったと思うんです。それでそこには大きな共同井戸があって、みんなで利用していました。その井戸も枯れてしまって、小学校へリヤカーを引いて水を小学校へ持ちにいったのが子どもの役目でした。本当に何と言いますか、子どもにとっては切ない思いだったものですから。その後、昭和38年に竜王町は簡易水道から上水道に切りかわって、ひねると水が出ることの中で私は本当に水のありがたさというのが身にしみているわけです。

今でも昭和町や玉穂町、あるいは田富町の一部では、庭に井戸があり大変いい風景なんですけれども、やはり水位は下がっている傾向で井戸を掘っても、今、水が出ない状況ではないかと思うんです。地盤沈下などいろいろな問題も出てきて、それで水を守っていくために条例をつくるわけですけども、県でも何か所か調べているとは思いますが、実際、目に見える形でどのような調査をしているのか、何かございましたら答弁をお願いいたします。

山口大気水質保全課長 先ほど、委員がおっしゃった地盤沈下の関係ですけども、本県の地盤沈下については昭和49年から38カ所を測定しております。

地盤沈下は基準がありませんが、国の目安で1年間のうちに20ミリ、2センチ下がった場合は地盤沈下の可能性が非常に高いという公表の位置づけになっております。本県においては、昨年、大震災の関係で10ミリくらい落ちた地域が三、四カ所ございますけれども、経年的に見ると大きな地盤沈下は生じていない状況です。それから地下水位が下がりますと地盤沈下に影響がされるということで、本県ではやはり昭和48年から10カ所13井戸を測定しておりまして、どちらかという地下水位については上昇または横ばい状態という状況でございます。

木村委員 結局、横ばいと言いながらも実際に昭和町とか田富町の井戸から水が出なくなっているお宅もあるわけですから、実際には減少傾向にあり、それを守っていかうということになると思うんですね。減少傾向ということであればやはり、いずれは許可制度などによって揚水設備の採取を規制する必要も出てくるんじゃないかと思われま。現在、県が実施しているパブリックコメントでは揚水設備を設置する際、届出の義務を課すという内容になっていますね。現に許可制度を採用している市町村もあるということですけども、県が許可制度を採用しない理由をお聞かせください。

大堀森林環境総務課長 県が行いました水資源実態調査の結果によりますと確かに地下水の減少傾向という調査結果が得られているということでございます。ただ、直ちに水資源が枯渇する、あるいは、そういう事態が顕在化するという危険性はないことも判明してございます。むしろ利用実態の結果の把握を行う必要性が高いと考えまして、届出制というものをもってパブリックコメントの骨子の内容とさせていただきますということでございます。

木村委員 それをもうちょっと追っていきますと、その骨子によれば揚水設備の設置届や地下水採取量の定期的な報告、そして地下水の涵養に関する計画についても努力義務を課しているところですが、それぞれ一定規模以上の揚水設備についての義務づけということでもあります。その規模の設定の仕方についてはどのような考えによるものかお伺いします。

大堀森林環境総務課長 それぞれの手續につきましては、すべての施設に対して届出の義務を課するのは、県民の負担が大きいという理由がございます。国の法令などを参考にしながら揚水ポンプ吐出口の断面積を今検討しているところでございますけれども、これをもって能力を勘案して、一定規模以上としたいと今考えて検討を進めているところでございます。例えば揚水設備の設置届につきましては一般家庭で使用する口径2センチあるいは2.5センチ、これは断面積で約3センチ平米から5センチ平米になりますが、これを適用除外にできるように断面積6平方センチの設定を考えて検討しているということでございます。また、地下水採取量の定期報告、それから地下水の涵養計画につきましても、現行の要綱で県に関しての届出が断面積50平方センチメートル相当ですので、これと同等にする方向で今検討を進めているということでございます。

木村委員 今、新規に新しい設備をしようとする者に対してこういう取り組みを行っていかうということでもありますね。そうすると、現在の既存設備による地下水の利用についても把握していかないと完全とは言えないと思うんですけれども、その点はどうなされているのかお聞きします。

大堀森林環境総務課長 委員御指摘のように既存設備につきましても、今、圧倒的に既存設備のほうが多いわけでございます。新規でいくと年間何十件という単位ですので、既存設備についても把握が必要だと考えております。これについては条例の附則におきまして条例施行後1年以内に届け出をするようにと規定いたしまして、一定規模以上の既存設備にも地下水採取の定期報告も義務付けるということをもって、地下水の利用実態を的確に把握するようにしたいと考えております。

木村委員 ありがとうございます。私は減少しないように守っていくというほかに、一番大きな問題はきれいな水でなければいけないということもまたあると思うんです。水の量がいくらあっても、飲み水に適さないような水も中にはあるのではないんですかね。そういうことの中で、飲み水として安心安全な水、そうしたきれいな水であってほしい。これは森林環境部として全般的な問題だと思うんですが、ぜひ今後しっかりとしていただきたいということをお願いして終わります。

(明野処分場について)

丹澤委員 明野の最終処分場に係る公害防止協定によりますと、廃棄物の埋立期間は5.5年とすると書いてありますけれども、5.5年の始まった時期はいつ、また年の終期はいつというふうに認識をしていますか。

保坂環境整備課長 明野処分場の操業開始が平成21年5月でございまして、5.5年は平成26年11月になります。

丹澤委員 操業開始の5月というのは5月1日ですか、いつという、始点があって終点がきっちりあるわけでしょう。

保坂環境整備課長 申しわけございません、平成21年5月21日から平成26年11月20日まででございます。

丹澤委員 明野処分場の搬入停止期間がありましたね、例の漏水検知システムの異常検知により停止しました。その明野処分場の停止期間はいつからいつまでと認識していますか。

保坂環境整備課長 漏水検知システムの異常検知によりまして搬入を停止しておりましたのが、平成22年10月5日から平成23年12月18日まででございます。その後、12月19日に搬入再開となりましたが、保全執行後、搬入ができるようになったのが翌年の3月19日からですので、したがって3月18日まででございます。

丹澤委員 そうすると、この間はその5.5年の中に含まれていると認識していますか。それとも、この1年半は含まれていないという認識をしていますか。

保坂環境整備課長 公害防止協定の中で埋立期間につきましては、埋め立てを開始したときから5.5年以内と定められております。いわゆるロスタイムという考え方はしてございませんので、その期間については5.5年の中にも入っているという状態でございます。

丹澤委員 そうすると、残余期間というのはどのぐらいになりますか。埋め立てができるのが、平成26年11月20日までということになりますと、あと2年ちょっとしか埋められない。営業したのはその間、わずか1年ということになりますが、そうするとこの埋め立てができなかった期間をどういうふうにするんですか。このまんまロスタイムではないと認めるわけですか、5.5年の中にこの1年6カ月間のものについてはもう入っていると、もう仕方がないというふうに思っているわけですか。

保坂環境整備課長 明野のセンターにつきましては、これまでも申し上げてきましたとおり、搬入再開後の受入状況を一定期間見きわめた上で、埋立期間の延長について地元の皆様と協議をお願いしていきたいと考えてございまして、その搬入停止期間中のいわゆるロスタイムについても、その中に含めて協議をお願いしていきたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、このロスタイムは延長期間という認識をしているわけですね。

保坂環境整備課長 期間の延長をいずれしていかないとなりませんので、その中で考えていきたいと考えております。

丹澤委員 延長か5.5年の範囲内なのかはまた別ですよ。それじゃ、搬入がとまっていた期間が5.5年の中に入って、その1.5年も含めてそれは延長として扱うということですか。それともこれはロスタイム、あるいは不可抗力だから、5.5年の中に含めずに別の話として、この延長とはそういうふうに認識すると、皆さんはそう思っているのか。それともこれはもう5.5年過ぎたら、その間とまっていようが何していようがこれは仕方がなく、平成26年11月20日が来たらもう自動的に延長だというふうに理解をするのか、どっちなんですか。

保坂環境整備課長 確かに事故で搬入がとまっておりました。それで埋立期間もさらに見きわめるような状態になっておまして、いずれ延長をかけていく中でその1.5年なりの搬入停止期間については、ロスタイムということで相手方と話をさせていただきたいと考えております。

丹澤委員 そうすると、これはロスタイムであって延長じゃないんですね、延長議論じゃないという認識ですか。

保坂環境整備課長 延長の中でその部分の話をさせていただきたいと考えております。

丹澤委員 ここでこの問題を何も扱わないで、平成26年11月20日までじっとしている、何も言わないということは、県はそれを認めたということですよ。5.5年の中にその不可抗力でとまってしまった1年半も認めたということになりはしないんでしょうか。

保坂環境整備課長 搬入がとまっていたロスタイムの期間中につきましては、その事実について北杜市側も承知していることでありますので、そうした中で埋立期間の延長年数については、協議により、こちらから何年という形をお願いする中で、ロスタイムについても話をさせていただきたいと考えております。

丹澤委員 こちらから幾ら言ってもそれ以上の答弁は委員会の中で課長の立場から言えないと思うのだけれども、いずれ部長に話を聞かなくても、部長はちゃんと結論を出さなきゃならないと思うのだけれども、いずれと言っているが、いつその延長問題を切り出そうとしているのか、また、どのくらい延長するかというのはどうやって決めるんですか。

保坂環境整備課長 いつという時期でございませけれども、この協議につきましては現段階で具体的な時期を申し上げることは、この段階ではまだできません。あと、どうやって決めていくんだということもございませけれども、それにつきましては、今、搬入促進のために一生懸命努力をしております。まだ明野処分場は1年間通年で操業したことがございませ。そういう中で、ある程度、搬入状況や埋立量の状況の見きわめをつけていく、ある程度見当をつけて協議に臨んでいきたいと考えております。

丹澤委員 この改革プランを見ると、計画として23万1,000トンが明野処分場に埋まると書いてありますよね。そして平成26年度までの5.5年間に埋まる

量は、既に埋まっている部分がこの計算式で見るとどれぐらいあるかという
1万9,000トンですよ。23万トンのうち1万9,000トン、3年間や
ってみて1万9,000トンしか埋まっていない。この推計によると、ことし
1年で1万8,000トン埋まりますと言っていますね。これはまだ半年しか
経過しておらず、5月から始まったわけですから推計の域は出ないんでしょ
うけれども、この1万8,000トンはことし確保できそうですか。

保坂環境整備課長 目標を1万8,000トンと置いておりますのは、平成22年7月から9月
までに実際に搬入ができたときの平均値でございます、そのときには県を挙
げた搬入確保対策により取り組みを始めて、その効果が出始めたときでござ
います。1つの目安として1日75トンが入れば、この1万8,000トンに届
くということで取り組んでおりますが、7月及び8月は1日平均75トン受け
入れを行っている状況で、ほぼその目標に追いついてきている状況です。

丹澤委員 山梨県で最終処分として廃棄される年間処分量は、実態調査・簡易調査によ
ると2万4,000トンと言っていますよね。2万4,000トンのうちに7
5%、つまり4分の3は明野処分場に来ているということで、残りの4分の1
しか、県外へ行ってないということですよ。私たちが何年か前に中間処理業
者のところへ行って話をお聞きすると、「明野処分場に100%出すわけには
いかない。リスクヘッジのためにほかの処分場に頼んでおかなきゃならない。
何かあったときに足元を見られてしまうから少なくとも3つは必要だ」と言っ
ていたけれども、私たちは当初せいぜい半分受け入れられればいかと思っ
ていたけれども、これが75%受け入れられたということは皆さんの努力による
ことでしょう。しかし、そういうふうと考えてみると1万8,000トンとい
うのは本当にもうありったけのごみを集めてきて明野処分場に入れているん
だと思います。そうすると、この試算では5.5年間で埋まる量は6万7,00
0トンと言っているんです、最大やって6万7,000トンしか埋まらない。
そうすると、23万1,000トンから6万7,000トンとなるわけですから、
あと16万4,000トンぐらい、あいているスペースが残ってしまうわけ
です。年間1万8,000トンしか埋まらないんですよ。16万4,000
トンを1万8,000トンで割ったって9年以上かかる。5.5年済んでから、
満杯とするためには9年以上かかるわけですよ。こうした状況に対して何を
見きわめるんですか。山梨県内にごみはもうないから、この9年より下回
ることは絶対あり得ないと私は言っているんです。だから、今から11年か
かるのか、12年かかるのか、平成26年11月から何年かかるのか、それ
を見きわめるんですか、何を見きわめるんですか。

保坂環境整備課長 委員おっしゃいますように計画埋立量でいきますと23万1,000
トンに対して5.5年で6万7,000トンというような収支見通しが昨年5月
に出されております。そうした中で何を見きわめるのかということでござ
いますけれども、先ほどもお話をさせていただきましたように、明野処分場
は1年通して操業したことがございませんので、今後どのような形でご
みが入ってくるのか、埋立量の状況になるのかといったことを見きわめ
ながら、しっかりとした年数を持って協議に臨まさせていただきたいと考
えております。

丹澤委員 いや、見きわめると言っただけで、残る量はわかるでしょう。最小でもこれ
だけ残ってしまうと、だから、ごみが6万7,000トン入らなければ、も
っと残るかもしれないですよ。この6万7,000トンは山梨県内
で出る2万4,0

00トンのうち1万8,000トン、つまり4分の3となる75%が明野処分場に来るということだが、その量も確保できないじゃないかと中間処理業者は言っていた。しかしそうした驚異的な数字を皆さんは努力して集めてきているんです。だから、これ以上のごみを集めることは無理で5.5年後のときに最低でも16万4,000トンは残るんだと思う。だから、それを見きわめるということは、今から12年埋め立てるのにかかりますと言って、それを見きわめてから交渉に行く。1年かけてやるとなると、平成25年5月までごみの見きわめをして、平成26年11月にはもう切れちゃうわけですよ、1年と半年もない。そこまで何もしないでやっていこうとしているんですか。

保坂環境整備課長 先ほどまだ1年通して操業したことがないということで、見きわめていきたいということでお話をしておるところですけども、1年かけて見きわめるということではなくて、ある程度見込みと言いますか、見当をつけていかなければならないと考えております。

丹澤委員 この間、「日本の政治は第4幕で終わる」という本を読みました。第1幕、問題が発覚しても何もありませんといって問題を認めない。第2幕、問題を認めるけれども、大したことはありませんと矮小化する。第3幕、先延ばしをする、第4幕、白旗を掲げる、今、この処分場の問題はどこの幕にいるんでしょうか。第3幕、先延ばしをする、しかし先延ばししたって、しりが決まっているんです。ぜひ決断を早くしていただきたい。

もう一つ質問いたします。

漏水検知システムの異常検知がありました。そのときの原因究明にかかった費用については原因者に負担させるという話になっておりましたけれども、今、現在この話はどの辺まで進んでいるんでしょうか。

保坂環境整備課長 漏水検知システムの異常検知により長く搬入停止になったわけですが、ごさいすけれども、施工業者に対する損害賠償の件ということで、ことしの3月に事業団では理事会で訴訟提起について了承をいただいております。そうした中で、安全管理委員会の決定で専門家による検討が始まり、検証及び検討を行っていただいております。そして9月27日に最終報告をいただいたところ、昨年11月に安全管理委員会へ事業団が報告した結論とおおむね同様の内容でございました。今般、そのような結果をいただきましたので、専門家の検討結果も活用する中で訴訟の準備を進めておるところでございます。

丹澤委員 今から訴訟するんでしょうけれども、原因も特定できない、その責任者や原因者も特定できなということで大変だと思いますけれども、訴訟の準備が進んでいるということですから、それ以上お話は伺いません。

もう一つ、妨害で数カ月間とまりましたね。あの人たちについての損害賠償はどうなっているんでしょうか。

保坂環境整備課長 反対の住民の方々の妨害活動に対する損害賠償ということですが、12月16日の廃棄物の受け入れ再開から、3月19日が裁判所の執行官立ち合いの保全執行でしたので、3月18日までの間、搬入がスムーズにできなかった、妨害に遭っていたということで、事業団では弁護士と相談し搬入を妨害した方々に対する損害賠償の準備を今進めているところです。裁判を提起するかどうか、また、いつの時期に提起するかということについては、状況を見ながら判断していきたいと考えております。

丹澤委員 状況を見ながらと言うのは、どういう状況を見ながらその判断を、どうなったら裁判するのかしないのか、そういう考え方の基準はあるのですか。

保坂環境整備課長 今その辺をいろいろ総合的に考えているところでございます。

丹澤委員 部長さん、この延長問題について私の2つの視点がありましたね。1つは操業停止をしている期間を延長ではなくて5.5年の中に含めるのか、そして、また延長は何を見きわめてやろうとしているのか。先ほど私はごみの量がどのぐらい残るのかということを見きわめて行おうとするのであれば、既にもうここでもって十分予測できるはずだと思っているわけです。その点についてどういうお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

安藤森林環境部長 埋立期間についての公害防止協定では、埋め立ての期間として埋め立てを開始したときから5.5年と言っています。これを5.5年という埋め立ての期間と考えるのか、5.5年後は期限だと考えるのかという、そういう捉え方もあると思います。この協定をつくったときには途中で中断ということを考えていませんから、一般的に言えば5.5年というのは埋め始めてから5.5年間埋めて、それで終わるとというのが通常の見方でしょうけれども、今回、ここに埋め立てられてない期間が出てきましたので、これを期間と考えるのか期限と考えるのかという解釈の問題があると思います。この問題につきましては、協定の当事者である北杜市、県、それから関係先事業団がよく協議した上でその問題を解決する必要があると思っています。委員御指摘のように、これを期間と考えればその分だけは延ばしていいだろうという議論もあると思いますが、一方では5.5年後にはもう埋め立てないという考え方もあるものですから、それについてはよく話し合って、その結果についてまた地元にもよく説明する必要があると考えております。

それから、あと訴訟の問題ですけれども、これについては、今、課長が申したとおり、状況を見ながら判断するという事で、その状況の中にはさまざまなことを含んでの状況という解釈をしております。

丹澤委員 相手方が北杜市ですが、皆さんがそう思っていると言ったって、相手に伝わってなければ何もわかってない。言葉を出して、あるいは文書にして初めてこういう協定書は成り立つんですよ。皆さんがそういうふうに期限だの、期間だといくら言っても、相手は「県が何も言ってこなきゃそれは認めたんだな」と思うんですよ。さっきも言ったようにもう再開しているんですから、この問題をどうするのかも何も明確にしない、延長問題についてもまだ見きわめると言っているけれども、あと2年しかない。交渉がそんなに簡単にいくとは思わないから、期間があるうちにやられたほうがいいじゃないかと思えます。終わります。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告並びに調査報告書の作成及び調査報告については委員長に委任された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、閉会中の継続審査案件にかかる執行部からの事情聴取を10月30日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・8月3日に実施した県内調査及び9月3日から5日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 堀内 富久